

清算・決済規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、清算・決済規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第2条 非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第9条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日（以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。）までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

- (1) 株主（優先出資者、受益者、投資主及び所有者を含む。）を確定するための基準日等の日
- (2) 内国法人の発行する株券について発行者の定める取得対価の変更（取得請求期間の中断を含む。）が行われる日の前日（取得請求権付株式について当該前日に株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日（当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあつては、当該期間の開始日）の前日（当該日以外の日を別に定める必要があると当取引所が認めるときは、当取引所がその都度指定する日）
- (3) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合の当該受益者を確定するための期日
- (4) 受益証券発行信託の受益証券について、保管振替機構において受益者の報告が行われる場合の当該受益者を確定するための期日
- (5) 利付の債券等の利払期日の前日

(売買証拠金の額)

第3条 規程第14条第1項に規定する売買証拠金の額は、クリアリング機構が定める売買証拠金基準値段に100分の10を乗じて算出した額（円位未満の端数金額は、これを1円に切り上げる。）以上の額とする。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。